

# ●●●●○○○○システム構築委託契約書【請負型】

平成○○年○○月○○日

(発注者) ○○○○○○○○○○○○○○○

●●●●町

町 長 ○○ ○○

(受注者) ○○○○○○○○○○○

○○○○○○○○○○株式会社

代表取締役 ○○ ○○

高知県●●●●町（以下「発注者」という。）と、○○○○○○○○○○株式会社（以下「受注者」という。）は、「●●●●町○○○○システム」の構築業務委託に関して、次の要綱および後記契約条項のとおり契約を締結する。

## 【要 綱】

1	件 名	●●●●町○○○○システム構築委託業務	
2	契 約 形 態	請負型	
3	契 約 期 間	平成○○年○○月○○日から平成○○年○○月○○日	
4	業 務 範 囲	●●●●町○○○○システム構築業務	
5	契 約 金 額	金額	金 ○○, ○○○, ○○○円
		内 消費税及び地方消費税額	金 ○, ○○○, ○○○円
6	契 約 保 証 金	免除とする。	
7	作 業 場 所	発注者の指定場所および受注者の作業場所	
8	検 査 期 間	納入物品の納入後10日以内	
9	支 払 方 法	受注者は、検収完了後30日以内に契約金額に定める金額及びこれに係る消費税等を書面により発注者に請求し、発注者は当該書面を受領後30日以内に請求金額を受注者の指定する銀行口座に振込む方法で受注者に支払うものとします。	
10	仕 様 内 容	導入業務に関しては、●●●●町○○○○システム提案依頼（○○○ ○システム仕様書・念書・提案誓約書・質問表・質問表回答・提案内 容一覧表・標準契約書）及び、受注者から提出（提案）された提案書 に基づき導入作業を行う。 なお、導入業務終了後の保守（またはサービス利用）契約業務に関し ても、●●●●町○○○○システム提案依頼（○○○○システム仕様 書・念書・提案誓約書・質問表・質問表回答・提案内容一覧表・標準 契約書）及び、受注者から提出（提案）された提案書に基づき作業を 行う。	

11	納 入 方 法	納入物件	1. パッケージ操作説明書 2. テスト結果報告書 3. 納入物品一覧表 4. システム構成図（詳細版） 5. サブシステム間のデータ関連図 6. サーバ設計資料 7. クライアント設計資料 8. カスタマイズ設計書 9. 操作マニュアル 10. 議事録・議事録管理表 11. 問合せ連絡票・問合せ一覧表 12. 問題課題管理表 13. 担当者一覧表 14. 再委託先一覧表 15. 作業計画書 16. 導入移行スケジュール 17. 進捗管理表 18. 仕様内容変更合意書 19. 完了報告書 ※ 上記13～17に関しては事業開始時に提示説明し都度改定し納入すること。
		※データファイル（CD-R等）でも提出すること。	
		納入期日	
		納入場所	●●●●町
12	特 記 事 項	※上記、No.11「納入物件」納入後においても、運用（保守）期間中に改変が必要な場合は、請負業者側で改変（最新に）し再納品すること。	

## 契約条項

### (契約の目的)

第1条 発注者は受注者に要綱に記載の〇〇〇〇システム構築委託業務（以下「委託業務」という。）を委託し、受注者はこれを受託するものとする。

### (業務内容)

第2条 受注者が発注者から受託する業務は、発注者から提出された委託業務に関する必要な資料に基づき、要綱に記載の納入物件を発注者に納入するものとする。

### (作業期間)

第3条 委託業務の作業期間は要綱に記載のとおりとする。

### (納入期限)

第4条 受注者は、要綱記載の納入物件を要綱記載の納入期限までに要綱に記載の納入場所へ納入する。

2. 受注者は、納入期限までに納入物件を納入することができない事由が生じたときは、遅滞なくその旨を発注者に連絡し、発注者受注者協議のうえでその処置を定めるものとする。
3. 発注者の契約不適合がなく受注者が納入期限までに納入物件を納入することができない場合、第26条の規定に基づき損害賠償請求出来るものとする。

### (検査)

第5条 発注者は、受注者より納入物件の納入がなされた日から要綱に記載の検査期間以内に、発注者受注者協議した内容に基づき検査を行わなければならない。

2. 発注者は、前項に定める検査に合格したときは、文書で受注者に通知するものとする。

なお、発注者が検査合格書を交付しない場合であっても、検査期間内に発注者から書面による異議の申出が無い場合は、受注者は検査実施の申し入れを書面にて発注者に対し行うものとする。発注者受注者両者による検査期間延長有無の確認を行い、延長の必要が無い事が合意された場合は、当該期間満了をもって検査が合格したものとする。なお、検査合格をもって、発注者の検収は完了したものとする。

前項の検査の結果、不合格となった場合、発注者は直ちに受注者に文書で通知するものとする。

また、受注者は通知を受けた契約不適合には直ちに対処し、発注者に対処完了の報告をし、発注者の再検査を受けることとする。

この場合、再検査の期日については前項を準用する。

### (業務委託料)

第6条 受注者は前条の規定による検査に合格したときは、発注者に対して書面をもって委託料の支払を要求することが出来る。

2. 発注者は、受注者に対し委託業務の対価として、要綱に記載の業務委託料を要綱に記載の支払方法にて支払うものとする。
3. 前条による納入物件の検査の結果、納入物件に契約不適合があった場合、受注者は直ちに無償で訂正を行い再納入するものとする。ただし、その契約不適合が発注者の責に帰すべき事由による場合は有償とする。

(権利帰属)

第7条 対象ソフトウェア開発の過程で生じた特許権、実用新案権(特許、実用新案を受ける権利を含み、以下「特許権等」という。)の帰属については、以下のとおりとする。

- (1) 発注者が単独で行った発明、考案(以下「発明等」という。)から生じた特許権等については、発注者単独に帰属するものとする。
  - (2) 受注者が単独で行った発明等から生じた特許権等については、受注者単独に帰属するものとする。
  - (3) 発注者および受注者が共同で行った発明等から生じた特許権等については、発注者受注者共有とする。この場合発注者および受注者は、特許権等の全部につき、それぞれ相手方の了承および対価の支払なしに自ら実施し、または第三者に対し通常実施権の実施許諾することが出来るものとする。
2. 受注者が従前より保有する特許権等を対象ソフトウェアに適用した場合、および前項第2号により受注者に帰属する特許権等が生じ、これが対象ソフトウェアに適用されている場合には、受注者は発注者に対し、当該特許権等について、発注者が自ら対象ソフトウェアを使用するために必要な範囲で、無償の通常実施権を実施許諾するものとする。
  3. 対象ソフトウェア開発により受注者から発注者に納入された納入物品(以下「成果物」という。)に関する著作権の帰属については、個別契約に別段の定めのない限り、以下のとおりとする。

(1) 新規に作成された成果物

成果物のうち本業務で新規に作成された成果物の著作権については、発注者に帰属するものとする。

(2) 発注者または受注者が従前から有していた成果物

発注者または受注者が従前から有していた成果物の著作権については、それぞれ発注者または受注者に帰属するものとする。この場合、受注者は発注者に対し、当該成果物について、発注者が対象ソフトウェアを使用するために必要な範囲内で、著作権法に基づく利用を無償で許諾するものとする。

(3) 受注者のソフトウェアで生成または利用されるデータについて、受注者は発注者にそのデータフォーマットを設計書等で開示するものとする。また、受注者は発注者がそのデータフォーマットを以下の各号で利用することに限り、無償で利用することを許可するものとする。また、以下の各号の場合において、データ吐き出しを行う際には受注者が無償で発注者に吐き出しを行うものとする。

①受注者の提供するソフトウェアを受注者以外がメンテナンスする場合

②受注者の提供するソフトウェア以外のソフトウェアで受注者のソフトウェアのデータを利用する場合

③受注者の提供するソフトウェアをリプレースの際にデータ移行する場合

4. 受注者は、前項に基づき発注者に著作権を譲渡し、あるいは発注者に無償で著作権法に基づく利用が許諾された成果物に関し、著作者人格権を行使しないものとする。
5. 発注者および受注者は、第3項に基づき第三者に著作権法に基づく利用を行わせる場合であっても、別途発注者受注者間で締結する秘密保持義務を負うものとする。
6. 本契約に基づき開発されたアイデア、ノウハウ、コンセプト等については、発注者および受注者はそれぞれ、別途発注者受注者間で締結する秘密保持義務の負担および対価の支払をすることなく自由に使用出来るものとする。

(主任担当者)

第8条 発注者及び受注者は、それぞれ委託業務の履行に関する連絡、確認を行う主任担当者を予め定め書面を以って相手方に通知しなければならない。

2. 発注者および受注者は、委託業務の履行に関する連絡、確認は、原則として主任担当者を通じて行うものとする。

(資料等の提供)

第9条 発注者は、受注者に対し委託業務に必要な資料を無償で供与、開示するものとする。

2. 発注者が前項の提供資料の提供を遅延したときは、納入物件の納入期限は発注者受注者協議のうえ定めるものとする。

(機密保持義務)

第10条 受注者は、本契約により知り得た事項並びに個人情報を、第三者に漏らしてはならない。

なお、個人情報を含む機密情報の取扱いについては、別に機密保持契約を締結し、その定めるところに従うものとする。

(機密情報の保護)

第11条 受注者は、前条の機密の保持に基づく機密情報の保護について、その旨を周知徹底し、プライバシーの侵害防止に万全を尽くさなければならない。

(再委託の禁止又は制限)

第12条 受注者は、委託業務の全部又は一部を他に委託し、又は、請け負わせてはならない。ただし、受注者はあらかじめ書面による発注者の承諾を得たときは、第三者と守秘義務を課することを内容とした契約を交わしたうえで、委託業務をその者に委託することが出来る。

- 2 前項により再委託を行う場合でも、再委託先からさらに他の業者へ委託することは禁止するものとし、これについても受注者が責任をもつこととする。

(情報の目的外の使用及び第三者への提供の禁止)

第13条 受注者は、本契約による委託に係る情報を本契約以外の用途に使用してはならない。

2. 受注者は、本契約による業務に係る情報を再委託先以外の第三者に提供し、又は譲渡してはならない。

(情報の複写及び複製の禁止)

第14条 受注者は、本契約による業務に係る情報を発注者の許可なく複写し、又は複製してはならない。発注者の許可を受けて複写、又は複製したときは、本契約による業務の終了後、直ちに複写、又は複製した情報を消去し、再生又は再利用ができない状態にしなければならない。

(事故発生時における報告の義務)

第15条 受注者は、事故が生じたときは、直ちに発注者に通知するとともに、遅滞なくその状況を書面をもって発注者に報告し、発注者の指示に従いその解決に努めなければならない。

(情報の授受および搬送)

第16条 発注者及び受注者は、本契約による業務に係る情報の授受に従事する者を予め定め、その引渡しは、発注者が指定した日時、場所において行わなければならない。

2. 受注者は、本契約による業務に係る情報を第三者に容易に判読できない記録形式(データ暗号化)により管理し、施錠されるケースに収納し、事故防止措置を講じたうえ必ず複数名で搬送しなければならない。

(情報の保管及び廃棄)

第17条 受注者は、本契約による業務に係る情報の保管及び管理について、善良な管理者の注意をもって当たり、当該情報の消滅、毀損等の事故を防止しなければならない。

2. 受注者は、本契約による業務が終了したとき、又は発注者が請求したときは、その保有する本契約による業務に係る情報を直ちに発注者に返還しなければならない。

(作業場所、作業範囲、作業内容及び作業責任区分)

第18条 受注者の作業場所は、受注者の事業所及び発注者の指定する場所とする。

2. 受注者は前項の作業場所において、事前に情報漏洩に対し発注者の認める合理的な機密保持措置を講じなければならない。

(立会い)

第19条 発注者は、合理的な範囲内で本契約による委託業務の作業に立会い、本契約書に規定する事項の確保その他必要な事項について調査することが出来る。

2. 発注者は前項の立会い調査により、受注者が本契約の規定する事項に違反、または十分でないと認めた場合、受注者に対し改善を命令することが出来る。

3. 受注者が前項の改善命令に誠意をもって対処しない場合、発注者は文書をもって通告し、受注者にその損害を賠償請求、または直ちに本契約を解除することが出来る。

4. 前各項は、再委託を受けた者に対してもこの契約を遵守させなければならない。

(作業報告の義務)

第20条 受注者は、受注者の作業者と作業項目について日々の作業時間を管理することとし、発注者はいつでも受注者にその作業時間の管理内容の報告を求めることが出来るものとする。

(作業内容の変更)

第21条 本契約に定めのない事項、本契約の履行について疑義が生じた事項、又は本契約の内容の変更については、発注者受注者別途協議し、書面（仕様内容変更合意書・議事録）での合意（双方押印）の上決定する。

(危険負担)

第22条 納入前に納入物件に滅失毀損が生じた場合には、発注者の責に帰すべき場合を除き、その滅失毀損は受注者の負担とする。

2. 納入後に納入物件に滅失毀損が生じた場合には、受注者の責に帰すべき場合を除き、その滅失毀損は発注者の負担とする。

(契約不適合)

第23条 受注者は、第5条に定める検査完了後から2度目に訪れる3月31日までの間は、業務の内容の契約不適合責任を負うものとする。ただし、発注者の責めに帰すべき事由によるときはこの限りでない。

2. 前項の期間に業務の内容に契約不適合があったときは、発注者は、相当の期間を定めて受注者に無償で補正を求めることが出来る。但し、契約不適合が重要でなく、かつその修補に過分の費用を要するときは、発注者は修補を求めることができない。

3. 発注者は、契約不適合の補正に代え、又は補正とともに委託料の減額又は相応の損害の賠償を請求することが出来る。

(ソフトウェアサポート期間)

第24条 ソフトウェアについては、有償・無償に関わらず、第5条の検査完了後から最初に訪れる3月31日より、最低でも6年間のサポートを提供するものとする。サービス利用契約については、別途締結するものとする。

2. 前項の規定に関わらず、第5条の検査完了後から2度目に訪れる3月31日までの間は無償でサポートを行うものとし、無償サポートの範囲は次の通りとする。

- (1) パッケージのバージョンアップの提供
- (2) OS等基本ソフト、ミドルウェアのセキュリティパッチの提供
- (3) 前各号の本番システムへの適用と付随する作業

(ハードウェアサポート期間)

第25条 ハードウェアについては、有償・無償に関わらず、第5条の検査完了後から最初に訪れる3月31日より、最低でも6年間のサポートを提供するものとする。サービス利用契約については、別途締結するものとする。

2. 前項の規定に関わらず、第5条の検査完了後から2度目に訪れる3月31日までの間は無償でサポートを行うものとし、無償サポートの範囲は次の通りとする。

(1) ハードウェアの不良部品の提供

(2) 前号のハードウェアへのオンサイト適用と付随する作業

(損害賠償)

第26条 受注者又は発注者が前記各条項に違反して相手方に損害を与えたときは、当事者は相当因果関係の範囲内でその損害を賠償しなければならない。

但し、当事者の責に帰すことが出来ない事由から生じた損害、当事者の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益については、賠償責任を負わないものとする。

(契約解除)

第27条 発注者は、必要があると認める場合は、受注者と協議のうえ、この契約を解除することが出来る。

2 前項の規定に関らず、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者は、催告のうえ、書面で通知することによりこの契約を解除することが出来る。

(1) 受注者がこの契約に違反したとき。

(2) 受注者の委託業務の処理が不相当と発注者が正当なる事由により認めたととき。

(3) 受注者がこの契約を履行することができないと発注者が正当なる事由により認めたととき。

(4) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者及びその使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称にかかわらず、事業所の業務を統括する者（事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。）を、受注者が法人である場合には非常勤を含む役員、支配人、支店長、営業所長その他これに類する地位にある者又は経営若しくは運営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、●●●●町暴力団排除条例（平成YY年MM月DD日条例第XX号）第X条第X号に規定する暴力団等（以下「暴力団等」という。）であると認められるとき。

ロ 役員等が業務に関し、暴力団等であることを知りながら当該者を使用し、又は雇用していると認められるとき。

ハ 暴力団等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団等を利用していると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。



へ 役員等が暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ト 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからへまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

チ 受注者が、イからへまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（トに該当する場合を除く。）に、甲が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

- 3 第1項の規定により、発注者が受注者と協議のうえ、契約を解除した場合において、契約目的物の履行部分があるときは、発注者は、当該履行部分を検査の上、相当と認める金額を支払い、その引渡しを受けることが出来る。
- 4 第2項の各号に掲げる事由に該当したためこの契約が解除されたときは、受注者は、契約金額の100分の10の金額を違約金として、発注者に支払うものとする。この違約金の徴収は、発注者の損害賠償の請求を妨げないものとする。
- 5 第2項の各号に掲げる事由に該当したためこの契約が解除されたときは、いかなる場合も受注者は発注者にその損失の補償を請求することができない。

（本契約書失効後の取り扱い）

第28条 本契約がその効力を失った後でも本契約書 要綱No.10（仕様内容）、第7条、第10条1項、第13条、第23条、第24条、第25条、ならびに第26条の規程は、引続き有効とする。

（管轄裁判所）

第29条 この契約に関する一切の紛争について、高知地方裁判所を管轄裁判所として処理するものとする。

（定めのない事項の協議）

第30条 この契約の履行について疑義を生じた場合およびこの契約に定めのない事項については、発注者受注者協議のうえ、定めるものとする。

この契約の証として本契約書式通を作成し、発注者受注者記名捺印のうえ、各自壱通を保有する。